

(4) 人権同和教育に関する推進組織については、新市において新たに設置する。

46 姉妹都市・国際関係事業の取扱い

姉妹都市事業及び地域間交流事業（友好都市）については、新市に引き継ぐものとする。
ただし、合併後、相手の意思を確認し、調整していく。

47 広報公聴関係事業の取扱い

(1) 広報紙については、次のとおり取扱うものとする。
① 広報紙は、原則として月2回発行し、発行日は1日と15日にする。
② 配付方法は、現行のとおり自治会を通じて行うものとする。

③ 市外への配付については、従来の情報提供が低下しないように合併までに調整する。

④ 発行部数等については、合併までに調整する。

(2) 地区懇談会等の公聴手段については、新市において十分配慮し、調整する。

(3) 行政評価の推進については、新市において調整する。

(4) ホームページについては、新市において新たに開設する。

(5) 市勢要覧については、新市において新たに作成する。

48 情報公開の取扱い

情報公開制度、個人情報保護制度及び市長の資産等の公開制度は、市民の市政への参加を促し、また適正かつ公正な市

政運営が図られるよう、合併時までに調整し、新市において条例等を制定する。

49 地域振興事業の取扱い

地域振興事業の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) コミュニティ施策である各種補助金等については、現行の事業を新市に引き継ぎ、新市において速やかに内容等を調整し、新たな制度を制定する。

(2) 自主活動グループ（NPO等）への支援については、現行の事業を新市に引き継ぎ、新市において速やかに内容等を調整し、新たな制度を制定する。
(3) ダム流域対策事業については、新市に引き継ぐ。

50 電算システムの取扱い

電算システムの取扱いについては、住民サービスの低下を招かないように、合併時に統一して導入し、ネットワークシステムで運用する。

ただし、単独処理業務については、合併時または新市において調整する。

51 その他事務事業の取扱い

(1) 監査
新市の監査、検査及び審査については、実施方法、実施要領及び監査基準について、合併までに調整する。

(2) 行政改革
行政改革については、速やかに新市において行政改革大綱を制定する。

(3) 選挙
① 投票区については、当面は現行のとお

りとし、新市において調整する。
② 開票所については、新市において選定する。

③ 選挙公営については、合併までに調整する。

(4) バス対策事業等

バス対策事業及び予約制乗合タクシー事業、循環バス事業については、新市に引き継ぎ、調整する。

(5) 指定金融機関

① 指定金融機関については、市町村長により調整し、調整結果を協議会に報告する。

② 収納代理金融機関については、指定金融機関決定後、市町村長により調整する。



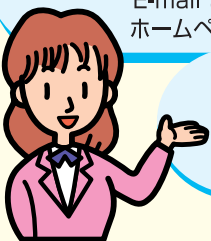
泗水町営体育館に敷詰められた
782点の市章の応募作品

お問い合わせ先事務所・
市町村窓口

菊池北部四市町村合併協議会

事務局
〒861-1205 菊池郡泗水町福本383番地
TEL 0968-23-8222 FAX 0968-38-6708
E-mail: kikuchihokubu@violin.ocn.ne.jp
ホームページ <http://kikuchi-n4.jp>

菊池市 総務課 TEL 0968-25-1111
七城町 総務課 TEL 0968-25-1000
旭志村 総務課 TEL 0968-37-3111
泗水町 総務課 TEL 0968-38-2111



協議会は傍聴できます。

会議は原則として公開となっています。傍聴を希望される方は、会議当日、開会時刻までに会場受付までお越しください。定員は20名となっています。

ただし、会議場の規模によって定員が、増減することがあります。

【次回開催予定】

● 第15回合併協議会

日時:平成17年1月27日(水)
午後1時30分～

場所:泗水町中央公民館 2階大研修室

※都合により変更になる場合がありますので、
確認をお願いします。